静岡市勤労者福祉施策に関する指針(案)に関する

意見応募用紙

【　募集期間　：　令和６年４月23日（火）～５月23日（木）※必着　】

|  |
| --- |
| 【１】　　市内では、様々な規模や形態のフィットネスクラブが増加しています。また、民間事業者が運営するカルチャースクールでは、多種多様なサービス（教養講座等）が提供されています。一方、令和５年度に静岡市が行った調査から、健康や余暇の充実を目的とした福利厚生については、施設そのものの提供より、市内にある様々な施設やサービスの利用補助が必要と考える人が多いことがわかりました。こうした背景を踏まえ、今回策定する指針では、市の勤労者福祉センターでのフィットネスや教養講座等の実施を取りやめ、民間事業者が運営するフィットネスクラブや多様な文化教養講座等を利用しやすくする施策への転換を考えています。この考え方に共感しますか。 |
| はい　 　　・　　 　 いいえ |
| 【理由をお書きください】 |
| 【２】　　現在、勤労者個々の能力開発や、企業における専門的な知識・技能を有する人材確保の必要性から、国において、勤労者の学びなおし（＝リスキリング）が重要視されています。一方、令和５年度に静岡市が行った調査から、「時間がない」・「お金がかかる」等の理由から、リスキリングに取り組めていない人が多いことがわかりました。また、市内企業で自己啓発制度を導入している企業は２～３割程度である一方、導入企業では、従業員の約半数が制度を利用してスキルアップに取り組んでいます。こうした背景を踏まえ、今回策定する指針では、勤労者が自ら取り組むリスキリングや能力開発への支援や、事業者が従業員向けに実施する人材育成への支援を充実させていく必要があると考えます。この考え方に共感しますか。 |
| はい 　 　　・　　　 いいえ |
| 【理由をお書きください】 |
| 【３】その他に、ご意見があればご記入ください。 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所（法人の場合は所在地） | ※必須 |
| 氏　名（法人の場合は名称及び代表者名） | ※必須 |